

## 大川広域行政組合消防職員任用規程

〔 昭和47年 7月22日  
訓 令 第 2 号 〕

改正 平成14年 4月30日訓令第 8号 平成15年 4月 1日訓令第 2号  
平成16年 3月29日訓令第 8号 平成19年 5月30日訓令第12号  
平成29年 4月21日訓令第 5号 令和 2年 1月15日訓令第 1号

第1条 大川広域行政組合消防職員の任用については、大川広域行政組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成16年大川広域行政組合規則第2号。以下「初任給規則」という。)及びその他法令等の定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 この規程において「消防職員」とは、消防吏員及びその他の職員をいう。

2 この規程において「採用試験」とは、消防職員を採用するための競争試験をいう。

3 この規程において「昇任試験」とは、消防吏員を昇任させるための競争試験をいう。

4 この規程において「任用」とは、採用及び昇任をいう。

第3条 消防職員の任用は、競争試験によるものとする。ただし、消防長が特に必要と認めた場合は、管理者の承認を得て選考によることができる。

第4条 競争試験の事務を行うため、消防長は管理者の承認を得て、試験委員を組織することができる。

2 試験委員は、厳正、公平かつ適正にその競争試験を行わなければならない。

第5条 消防吏員の採用は、次の各号に掲げる条件を有する者のうちから行う。

- (1) 日本国籍を有する者であって、18歳以上30歳未満で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校以上の卒業者及びこれと同等以上の学力を有するもの
- (2) 採用された場合は、さぬき市又は東かがわ市内に居住できる者であること。ただし、消防長が特に認めたときはこの限りでない。
- (3) 身長は男性にあつては、おおむね160センチメートル以上、女性にあつてはおおむね155センチメートル以上、体重は男性にあつてはおおむね50キログラム以上、女性にあつてはおおむね45キログラム以上で心身健康であること。
- (4) 両眼とも視力が1.0以上であること。ただし、矯正視力が1.0以上の場合は、裸眼視力が0.1以上であること。
- (5) 赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること。
- (6) 言語が明りようで、十分発声のできること。
- (7) 聴力が左右正常であること。
- (8) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第16条の規定に該当しない者であること。

2 その他の職員の採用については、消防長において適任と認めた者のうちから行う。

第6条 消防職員の新規採用については、6箇月間の見習期間を置かなければならない。

2 見習期間中は地公法第22条に規定される条件付採用とし、この期間中消防職員として不適當

と認められる場合は、随時その者を退職させることができる。

第7条 採用試験の告知は、大川広域行政組合のホームページに公開して行うほか、その他適切な方法により行うものとし、その内容はその都度別に定める。

第8条 消防職員の採用試験は、第1次試験及び第2次試験により行うものとし、次の各号の種目においてこれを行う。

- (1) 第1次試験 筆記試験、体力検査
- (2) 第2次試験 口述試験、身体検査

第9条 採用試験を受けようとする者は、次に定める所定の書類を消防長に提出しなければならない。ただし、第2次試験にあつては、第1次試験の合格者とする。

- (1) 第1次試験
  - ア 採用試験申込書
  - イ 通常はがき
- (2) 第2次試験
  - ア 卒業証明書又は卒業見込証明書
  - イ 健康診断書
  - ウ 面接カード
  - エ その他消防長が必要とする書類

第10条 消防吏員の昇任は、次の資格を有するもので昇任試験に合格した者の中から行うことができる。

- (1) 消防士長の昇任試験は、消防士及び消防副士長の期間を通算して6年以上の勤務経歴を有する者
  - (2) 消防司令補の昇任試験は、満7年以上消防士長としての勤務経歴を有する者
- 2 前項の場合において消防長が特に必要と認めた者については、管理者の承認を得て各階級の勤務経歴の年限を短縮することができる。
- 3 消防司令補の階級にある者で消防長が適任と認めた者の中から管理者の承認を得て選考する。

第11条 昇任試験を行おうとするときは、消防長は試験期日その他必要な事項を消防吏員に示達しなければならない。

2 前項の示達があつた場合、昇任試験を受けようとする者は、消防長に受験申請をしなければならない。

第12条 昇任試験は、時宜に応じ適当と認められる課目及び方法によって行う。

第13条 昇任試験及び選考の結果については、管理者の承認を得て、消防長から本人に示達しなければならない。

第14条 消防吏員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合において、消防長は特に必要と認めて管理者の承認を得た場合は、初任給規則第21条を適用するものとし、第10条の規定にかかわらず昇任させることができる。

#### 附 則

この訓令は、昭和47年4月1日から適用する。

#### 附 則（平成14年4月30日訓令第8号）

この訓令は、平成14年5月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日訓令第2号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月29日訓令第8号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月30日訓令第12号）

この訓令は、平成19年5月30日から施行する。

附 則（平成29年4月21日訓令第5号）

この訓令は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（令和2年1月15日訓令第1号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。